出雲市農業委員会（第４期）第３回総会　議事録

「農業委員会等に関する法律」第２７条第１項の規定に基づき会長が総会を招集。

１　日時　　令和８年(2026)１０月２６日（月）午前１０時２７分から午前１２時００分

２　場所　　出雲市役所　３階　庁議室

３　出席委員（２３名）

岡田　征記	常松　守男	稲田　誠	浦部　えつ子	福田　誠
高橋　英樹	天野　明浩	立石　行雄	勝部　守	太田　貴己
森山　亮二	松本　尚幸	伊藤　勉	湯浅　道行	岸　勝
原　郁夫	井上　幸治	石飛　忠宏	持田　守夫	陰山　俊行
深津　弘之	今岡　充	石川　千恵子		

４　欠席委員（１名）

八幡　みさこ

５　提出議題

(1)　報告事項

報第３号　会長専決処分の報告

報第４号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

報第５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報第６号　農地法第４３条第１項の規定による届出について

報第７号　農地法第５条の規定による許可の取消について

報第８号　農用地利用集積等促進計画の認可について

(2)　議案審議

議第４号　非農地証明について

議第５号　農地法第３条の規定による許可の決定について

議第６号　農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について

議第７号　農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について

議第８号　農地転用事業計画変更申請決定について

議第９号　農地賃借料情報の公示について会長専決処分について

会長あいさつ

６　議事

会長が議長となり、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に６番福田誠委員、７番高橋英樹委員を指名する。

議　　長　　それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第３号会長専決処分の報告、報第４号農地法第１８条第６項の規定による通知について、報第５号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報第６号農地法第４３条第１項の規定による届出について、法第７号農地法第５条の規定による許可の取消について、報第８号農用地利用集積等促進計画の認可について、を一括して報告します。

報第３号会長専決処分について、報告いたします。第３期第３８回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第４条２件、第５条４件については、島根県農業会議第１２７回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の１０月１３日付けで許可決定しております。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第４号農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

大森副主任　　それでは、報第４号について、ご説明いたします。農地の賃貸借の解約等は、原則、県知事の許可が必要ですが、農地法第１８条第１項第２号の規定により、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の６ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は、契約終了の手続きができます。報告事項の１ページをご覧ください。今月は受付番号４９から５９の１１件の通知がありました。内訳としては、農地法３条により売却するためが４件、現耕作者に売却するためが３件、中間管理機構へ移行のためが１件、農地法５条により売却するためが２件、耕作者および契約内容を変更するためが１件となっています。いずれも農地の引渡しの時期が、解約の合意成立後６ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものとなります。以上報告といたします。

議　　長　　続いて、報第５号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

大森副主任　　それでは、報第５号について、ご説明いたします。農地法第３条の３の規定により、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得に

つきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の３ページから１５ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号１０８番から１３０番までの２３件でした。権利の取得事由は、２３件全てが「相続」によるものでした。

受付番号１１９番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。受付番号１１９番、１２０番、１２３番、１２５番、１２９番について、一部、登記地目は山林、原野、雑種地、宅地等の「非農地」の土地がありますが、現況が畑であるため、本届出の対象としています。市外在住の相続人からの届出で、かつ耕作していないと申し出があった案件については、今後の管理等について備考欄に記載しております。また、あっせん希望があった１１９番については、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、１０月９日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第６号農地法第４３条第１項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

岡主事　　報第６号について、ご説明いたします。報告事項の１６ページをご覧ください。今月は、３件の届出がありました。まず、制度について簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりませんが、平成３０年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については、事前に農業委員会に届出を行うことで農地としての扱いのまま転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは、施設の棟高が８．０m以内、軒高が６．０m以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロール等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の対象になります。それでは、内容についてご説明いたします。

受付番号１番について、報告事項の１７ページから１９ページをご覧ください。場所は多伎町久村の田１筆です。案内図は　１７ページです。建築予定の施設は、長さ２２．５m、棟高３．６５m、軒高１．８mのビニールハウスが２棟です。ビニールハウスの面積は計２９２．５㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床シイタケを生産する計

画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚と空調設備等を設置する計画です。

次に受付番号２番について、資料は２０ページから２２ページをご覧ください。場所は大社町菱根の田１筆です。案内図は２０ページです。建築予定の施設は、長さ２５ｍ、棟高３．８ｍ、軒高１．８ｍのビニールハウス１棟と長さ２０ｍ、棟高３．８ｍ、軒高１．８ｍのビニールハウス１棟です。ビニールハウスの面積は計３２４㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚と空調設備等を設置する計画です。

次に受付番号３番について、資料は　２３ページから２５ページをご覧ください。場所は斐川町神氷の畑２筆です。案内図は２３ページです。建築予定の施設は、長さ２２ｍ、棟高３．６５ｍ、軒高１．８ｍのビニールハウス２棟です。ビニールハウスの面積は計２８６㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚と空調設備等を設置する計画です。

受付番号１から３番について、今回の届出により、農地として扱われることになるため、固定資産税は農地として課税されることになります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から２週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして、受付番号１から３番の届出全てについて９月１８日付でそれぞれの申請者へ通知を出しています。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第７号農地法第５条の規定による許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

今岡主幹　　報第７号について、ご説明いたします。報告事項の２６ページをご覧ください。農地法第５条の規定による許可の取消願が１件ありました。受付番号３番は、令和５年１２月２５日付で許可した案件です。許可を受けたのは、湖陵町三部の畑２筆で、転用目的は太陽光発電所でしたが、申請地内の立木及び隣接宅地の建物撤去費用が物価高騰により想定外の価格になったことから今回許可の取消を求められたものです。取消願に係る許可を　１０月６日付で決定しております。取消後は、畑として利用する計画です。以上、報告といたします。

議　　長　　続いて、報第８号農用地利用集積等促進計画の認可について、農業振興課打田課長補佐から報告をお願いします。

打田課長補佐　報第８号農用地利用集積等促進計画の認可について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社が、農地の貸借に係る権利の設定や移転、あるいは売買を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事から権限移譲を受けた出雲市長の認可を受けることとされています。今総会においては、９月３０日付けで認可・公告した権利設定と権利移転、９月１１日付けで認可・公告した所有権移転についてご報告いたします。お手元の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。まず、９月３０日付けで認可・公告した権利設定について説明いたします。表紙の裏の「権利設定内訳」とあるページをご覧ください。上の表になります。今回の権利設定の合計は８８筆、１２９，２９７．３８㎡で、このうち賃借権の設定が２３筆、３１，４１８．３８㎡、使用貸借による権利設定が６５筆、９７，８７９㎡です。また、新規の設定が３４筆、４４，７３６．３８㎡、再設定が、５４筆、８４，５６１㎡　となっています。なお、賃借権の設定期間別の表が、真ん中の①の表となります。また、使用貸借による権利設定の期間別の表が、下の②の表となりますので、ご確認ください。また、各権利設定の詳細につきましては、１ページと２ページに掲載していますので、ご確認ください。なお、今回の報告分では、耕作者は法人を含め２８人、地権者は、所有者が不明な農地を除いて４３人となっています。次に、９月３０日付けで、認可・公告した権利移転について、です。３ページをご覧ください。№１・２と№３から５がそれぞれ同一の耕作者の案件であり、今回の権利移転は２件で５筆、面積が合計で８，６９７㎡となっています。次に、９月１１日付けで認可・公告した所有権移転についてです。４ページをご覧ください。№８から１０がしまね農業振興公社への売渡しで、１件、１，２３０㎡、№１から７、№１１から１３が公社からの買受けで、２件で１１，８９６．２㎡　となっています。なお、№８から１０、№１１から１３は、同一の農地であり、それぞれ公社への売渡しと公社からの買受けとなっています。以上、今回ご報告する促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定等を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告といたします。

議　　長　　報告事項について、一括して報告をいたしましたが、ご質問はございませんか。

石飛委員　　議席番号１９番の石飛です。7ページ１１９番ですが、現況山になっている場所がありますよね。山になっている場所をあっせんといわれても農業委員も困ると思いますが。また、山になっている場所の相続人は、市外の方ですが、適切な管理をするといっても木を切って耕作しなければならないのか。こういったケースは今後増えてくると思います。これらの場所は、非農地申請があれば、山林などになる場所だと思いますが、耕作しなさいと言って指導しなければならないのでしょうか。

議　　長　　石飛委員からの質問に対し、事務局から回答をお願いします。

大森副主任　　ご指摘いただいた点につきましては、既に対応をしています。あっせんの希望があった際は、管理されていないとか、山林になっているとか、こちらで確認した上であっせん対象から外しています。現況山林になっていれば、非農地申請という方法もあることを伝えています。今回も１１９番の中にはあっせん希望の農地もありますが、あっせん希望として取り扱ったのは、きちんと管理をしているとご回答いただいた農地のみを挙げさせていただいています。市外在住の相続人についましては、適切に管理するように指導していまして、市内の方につきましては、耕作していると回答されている農地には特に指導を行っていません。

議　　長　　石飛委員さんよろしいですか。

議　　長　　他にご意見ご質問はありませんか。

議　　長　　質問は無いものと認めます。

議　　長　　続いて、議案の審議を行います。それでは、議第４号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事　　それでは議第４号非農地証明の申請について説明します。議案書の２ページ、３ページ及び説明資料１ページから１３ページをご覧ください。今月は５件の申請がありました。受付番号２１番について説明いたします。説明資料１ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料２ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は１０月１４日に森山農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

受付番号２２番について説明いたします。説明資料３ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料４から６ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は１０月７日に常松農業委員と事務局職員２名の計３名で行っています。

受付番号２３番について説明いたします。説明資料７ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料８ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は１０月９日に今岡農業委員と事務局職員２名の計３名で行っています。

受付番号２４番について説明いたします。説明資料９ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料１０ページ、１１ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は１０月８日に石飛農業委員と事務局職員２名の計３名で行っています。

受付番号２５番について説明いたします。説明資料　１２ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料１３ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作がされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は１０月７日に浦部農業委員と事務局職員２名の計３名で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第２条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議　　長　　担当農業委員さんから補足をお願いします。森山委員さん、補足はございますか。

森山委員　　議席番号１２番の森山です。補足の説明はありません。事務局の説明のとおりです。

議　　長　　常松委員さん、補足はございますか。

常松委員　　議席番号３番の常松です。現地に確認に行きました。当初申請があったものに一部非農地ではないものをありましたが、本日議案に挙がっている農地は、

認めていいのではないかということで報告いたします。

議　　長　　今岡委員さん、補足はございますか。

今岡委員　　議席番号２３番の今岡です。事務局の報告のとおりでございます。

議　　長　　石飛委員さん、補足はございますか。

石飛委員　　議席番号１９番の石飛です。事務局のとおりで補足はございません。

議　　長　　浦部委員さん、補足はございますか。

浦部委員　　議席番号５番の浦部です。説明のとおりで補足はございません。

議　　長　　ただ今、担当農業委員さんから発表をいただきましたが、この案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。

議　　長　　それでは、議第４号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第４号を承認いたします。

議　　長　　次に、議第５号農地法第３条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事　　それでは、議第５号について、ご説明いたします。議案の１ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が１９件、賃借権の設定が２件、合計２１件の申請がありました。個別の事案について説明いたします。４ページから９ページをご覧ください。

受付番号７８番について、譲渡人は、周辺が他人の土地に囲まれていることによる耕作不便のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

受付番号７９番と８０番について、譲渡人は、規模縮小のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号８１番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

受付番号８２番について、譲渡人は、相手方の要望のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号８３番について、譲渡人は、相手方の要望のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

受付番号８４番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号８５番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、家族間で贈与を行うものです。

受付番号８６番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号８７番について、譲渡人は、高齢による労力不足のため、親族間で贈与を行うものです。

受付番号８８番について、譲渡人は、町外在住による耕作不便のため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号８９番について、譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９０番について、譲渡人は、町外在住による耕作不便のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９１番について、譲渡人は、規模縮小のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９２番について、譲渡人は、町外在住による耕作不便のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９３番について、譲渡人は、相手方の要望のため、新規就農を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９４番について、譲渡人は、労力不足のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９５番について、譲渡人は、労力不足のため、農業経営の拡大を予定する受人に譲渡するものです。

受付番号９６番について、譲渡人は、相続財産の精算のため、近隣に居住する受人に譲渡するものです。

つづいて、賃借権設定の案件２件についてご説明いたします。

受付番号９７番と９８番について、いずれも、譲渡人は労力不足のため、農業経営の拡大を予定する受人に、新たに３条での権利設定をするものです。権利の設定期間については１０年間です。以上、受付番号７８番から９８番については、１０ページから１３ページの調査書に記載していますように、農地法第３条２項各号の不許可事由には該当しないため、許可要件のすべてを満た

しています。説明は以上です。

議　　長　　それでは、議題となっています議第５号のうち、農業委員が関与する１件が先議案件となります。その内議席番号１番の私の関与案件が７ページの９３番になります。ここで議長を交代したいと思います。議長は、議席番号２０番の持田会長職務代理者にお願いしたいと思います。

議　　長　　それでは、議事を引き継ぎたいと思います。みなさまのご協力をお願いしたいと思います。

議　　長　　それでは、１番岡田征記委員の関与案件１件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、１番岡田征記委員が除斥となります。

議　　長　　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第５号のうち１番岡田征記委員の関与案件１件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙全員と認めます。よって、１番岡田征記委員の関与案件１件を承認します。ここで岡田委員の除斥を解除いたします。

議　　長　　岡田会長も着席されましたので、ここで議長を交代させていただきます。

議　　長　　持田会長職務代理者には、議事進行をいただきありがとうございました。議事を再開したいと思います。続きまして、議第５号のうち、先ほどの先議案件１件を除くすべての案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員　　議席番号１９番の石飛です。確認ですが、耕作面積が０という方で近隣居住予定というのはわかるのですが、８７番の親族間の贈与で、今市の方が佐田に来られてこの面積を耕作されるのでしょうか。

岡主事　　譲受人が自分で耕作されると聞いています。

議　　長　　石飛委員さんよろしいでしょうか。

石飛委員　　わかりました。

議　　長　　他にご意見、ご質問はありませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第５号のうち、先議案件１件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、議第５号のうち、先議案件１件を除くすべての案件について、承認します。

議　　長　　次に、議第６号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事　　それでは、議第６号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の１ページをご覧ください。今月は、６件の申請がありました。議案書は１４ページ、参考資料は１ページから１２ページをご覧ください。１件の申請について、１１月に開催予定の第１２８回常設審議委員会に諮問する予定ですが、説明案件はありません。今月は４件が追認の案件です。受付番号３９番は、平成４年頃から住宅敷地として利用していたものです。受付番号４０番は、従前から西光寺の境内地の駐車場として利用していたものです。受付番号４２番は、従前から土地の一部を駐車場及び進入路として利用していたものです。受付番号４３番は、平成１２年頃から住宅敷地を南に拡張し、庭としての利用を始め、平成２２年頃には自宅西側の築地松の維持管理地としてさらに敷地を西に拡張し利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。いずれも転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しています。以上、受付番号３８番から４３番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

山田次長　　説明案件について、補足させていただきます。説明資料の表紙をご覧ください。第１種農地及び３，０００㎡を超える場合は、島根県全農業委員会の上部機関である島根県農業会議に諮問することとされています。

また、総会での説明案件については、今までの申し合わせにより、表紙の表のとおりとなっているため、今月の４条については、説明案件なしとさせていただいたところです。説明は以上です。

議　　長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員　　議席番号２３番の今岡です。島根県農業会議の諮問案件について、説明がありましたが、「第１種農地及び３，０００㎡を超える場合」という内容だと２つの条件を両方を満たす場合なると思います。「及び」ではなく、「又は」ではないでしょうか。

山田次長　　来月から表記を改めようと思います。表記は事務局にお任せいただけますか。

今岡委員　　わかりました。

議　　長　　他にご意見、ご質問はありませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。

議　　長　　それでは、議第６号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって議第６号を承認いたします。

議　　長　　次に、議第７号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第８号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹　　議第７号について、ご説明いたします。議案書の１５ページから１８ページ、説明資料の１４ページから１９ページ、参考資料の１３ページから４６ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が１４件、賃借権の設定が１件、使用貸借権の設定が４件の合計１９件の申請がありました。今月は、１１月に開催予定の第１２８回常設審議委員会に諮問する予定の案件が２件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書１５ページ受付番号１３１番です。説明資料の１４ページから１６ページをご覧ください。転用場所は古志町の田３筆、畑５筆の合計８筆です。案内図は、１５ページです。転用目的は、貸集合住宅です。面積は、転用面積

１，７３４㎡、所要面積２，５１７．１８㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第２種農地です。許可該当条項は、農地法第５条第２項第２号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で不動産業等を行っている法人です。この度、利便性の高い申請地を取得しアパートを１棟建築する計画です。資金計画については所要資金額が２億５，０００万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

議案書１６ページの受付番号１３５番です。説明資料１７ページから１９ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑１筆です。案内図は１８ページです。転用目的は太陽光発電所です。面積は、転用面積、所要面積ともに１，１７３㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第２種農地です。許可該当条項は、農地法第５条第２項第２号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は全国で太陽光発電施設事業を行っている法人です。この度、申請地を整備し、太陽光発電設備を設置、運用する計画です。資金計画については、所要資金額が１，１２５万５千円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画で、証明を確認しています。説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。

つづいて、議第８号について、ご説明いたします。議案書は１９ページ、説明資料は２０ページから２２ページ、参考資料は３７ページから３８ページ、４７ページから４８ページをご覧ください。今月は、賃借権の設定が１件、権利の移転・設定を伴わない変更２件の合計３件の申請がありました。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書１９ページの受付番号８番です。説明資料の２０ページから２２ページをご覧ください。転用場所は斐川町神氷の田３筆です。案内図は２１ページです。転用目的は、自動車置場用地です。面積は、転用面積が１，３５８㎡、所要面積が１，４１１㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第１種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第３３条第４号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で自動車販売業を営む法人です。この度、申請地を取得し、自動車置場として利用する計画です。降雨が多い時期に造成工事を行うと、土砂流出する恐れがあったことから、秋以降に工事に着手することとなったため工期を延長するものです。資金計画については、所要資金額が５２６万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

説明案件は以上です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいますようお願いいたします。なお、受付番号９番は５条の１４２番

とセットになっております。また、議第７号及び議第８号の中にある事後追認案件については、議案書に表示していますのでご確認ください。申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、議第７号の１９件及び議第８号の３件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議　　長　　議第７号及び議第８号についてご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第７号及び議第８号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、議第７号のすべての案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第８号を決定いたします。

議　　長　　次に、議第９号農地賃借料情報の公示について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長　　農地賃借料情報の公示について、説明します。　資料の１枚目をご覧ください。農地賃借料情報の公示については、平成２１年１２月の農地法改正によって標準小作料が廃止され、その代替措置として、賃借契約のひとつの目安を示すこととなったものです。農業委員会に対しては、農地法第５２条で、農地の利用の状況・借賃等の動向などの情報の収集、分析及び情報提供がその業務として規定されており、毎年情報の更新をしています。今回お示しする賃借料情報については、令和７年１０月から令和８年９月末までに認可・公告された賃貸借契約を１年分として公表します。賃借料情報の内容・項目については、田、普通畑、果樹畑の３つの部門に分けて、賃借料の平均額、最高額、最低額、筆数などの情報を公示します。グラフについては、いずれの案も、昨年に引き続き、使用貸借の件数が多いことが分かるように作成して、農地の貸し借り全体に占める使用貸借の割合も表記しています。なお、２枚目に昨年のデータを載せております。このとりまとめた賃借料情報は、総会にお諮りした後に、市のホームページと広報により公表することになります。説明は以上です。

議　　長　　議第９号についてご質問、ご意見はございませんか。

議　　長　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第９号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議　　長　　挙手全員と認めます。よって、議第９号について承認します。

議　　長　　これで予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。　午前１２時００分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

長廻事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事

農業振興課

打田課長補佐

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿